【論文】

リスクコミュニケーションという「民主的な装い」 食のリスクをめぐる「コミュニケーション」の批判的検討¹

柄 本 三代子

1. 問題関心/目的

食の安全をめぐって、リスクコミュニケーショ ンなる特殊なコミュニケーション形態の必要性が 指摘されてひさしい。とくに 2000 年代に入って 以降、あるいは2003年の食品安全委員会設置と 前後して、食に限らずさまざまなリスクをどのよ うに評価し、それをどのように国民に伝えるか、 どのように正しく理解させるかといった、「より よいコミュニケーション | 「よりよい広報活動 | 「よりよいメディア対策」について、政策的関心 は高まってきている。そもそも食品安全委員会と いう組織は、「科学的知見に基づき客観的かつ中 立公正にリスク評価を行う機関」として設置され た。そこで行われるリスク評価をもとに、厚生労 働省、消費者庁といった関連省庁が食のリスク管 理を行う体制になっている。リスク評価において 重要なのは、ヒト生体に対する安全性を科学的に 説明することであり「ゼロリスクはないという考 え方に立っている」(石井 2015)²⁾。すなわち、 ほとんどの食品にはそもそも何らかのリスクがあ る、という前提に立つということであり、した がってリスクゼロを期待することは間違っている、 ということである。つまりこのことを「正しく理 解したうえで食べよ、ということを意味する。 そして、たとえば食品安全委員会の任務はリスク 評価だけではなく、それが安全であることを理解

した上で人びとが安心して食べる「不安の解消」までが、いわゆるリスクコミュニケーションとして組み込まれている。リスクコミュニケーションの定義や内容について検討することが本論の課題であるのだが、本論の関心にひきつけながらともかくここでいったんこれを定義するなら「リスクをめぐっていかなるコミュニケーションがなされるべきか、に関するガバナンス」としておこう。いずれにしても、各省庁において重要な政策の一端を今日担っているといえる。そしてそのガバナンスは、みずからのもつ権力性を不可視化した上で、きわめて「民主的な装い」といってよいだろうあらわれ方をするのだ。

ところで、学術的関心からリスクコミュニケー ションの批判的検討もなされてきてはいるが、そ の検討とは、より有効な政策・技術としてどのよ うに改善すればリスクコミュニケーションは十全 に機能するのか、といった内在的関心にもとづく ものである(竹田 2013.田中 2013)。すなわち、 リスクコミュニケーションに関する学術的関心の ほとんどは、より有効なリスクコミュニケーショ ンとするためには、コミュニケーションスキルを 含めどのように技術改良がなされるとよいかと いったものであり、リスクコミュニケーションの 存在意義はそのままに自明視されており、そのも の自体を外在的に批判するものではない。しかし、 これが国民の生活と健康、およびそれにまつわる 決定と行動に深くかかわるものである以上、「有 効」とはどういうことを意味するのかという視野 も含みつつ、今日的ガバナンスの一端を担うもの

[†] 東京国際大学教育研究推進機構教授 enomoto@tiu.ac.jp

として対象化し、ラディカルな批判的考察を加え ることは重要である。

すなわち、本論の関心は以下である。リスクコ ミュニケーションと称して行われている政府を主 体とする実践は、自覚的であれ無自覚的であれそ もそも何を目指そうとするものなのだろうか。そ れは私たち国民にとってどのような意味をもつ実 践的行為なのだろうか。すなわち、そのコミュニ ケーション内部の問題や課題ではなく、そのコ ミュニケーションを外部から観察する視点がここ で重要になってくる。本論では、なにをしてコ ミュニケーションと称しているのか、そもそもな ぜあらためてある種のコミュニケーションが国民 に必要であると認識されているのか、私たち国民 をどのように眺め、どのように遇しようとしてい るのか、といった根本的問題点について考察する。

以上のことは、リスクコミュニケーションの過 程において、食のリスクや国民を「専門家や官僚 といったテクノクラートを含む人びとがどのよう に認知しているか」という社会学的関心からくる ものだけではなく、私たち国民はどう認知すれば よいと指示されているのか、どのように配慮する ことが正しいとされているのか、不信をどのよう に解消すればよいと言われているのかという、私 たちが日々命をつないでいくうえで時としてこの 上なく重要な一般的かつアクチュアルな問題と深 く関連するものである。したがって本論では、リ スクをめぐる私たち国民の日々の行為に指針や方 向性を与えることに重要な役割を果たそうとする ガバナンスについて考察する。換言するなら、以 上のような関心をふまえながら、食の安全をめぐ るリスクコミュニケーションを批判的に検討する ことで、リスクをめぐる新しいガバナンスとその 戦略を明らかにする。

ところで、リスクコミュニケーションを分析対 象とする際に、①理念/学術的関心からくるリス クコミュニケーションの議論、②政策・技術的関 心におけるリスクコミュニケーション、③実践レ ベルでのリスクコミュニケーション、といった少

なくとも三つの水準を分けて論じる必要がある³⁾。 本論では、②政策・技術的関心に焦点をあてて考 察する。すなわち、政府によってどのようなコ ミュニケーションが企図されているのか、後述す るところの具体的な政策提言を概観することで、 コミュニケーションなる概念がある特定の型には められ矮小化されていることと、「対話」や「合 意しといった、ある種民主的な印象を与える概念 を使用することで、いかに民主的手続きがはく奪 されるのかということについて議論を展開したい。 つまり、人びとの思考をある一定の方向へ導くこ とを意図していたとしてもその意図は後景化し、 逆に前面に押し出されてくるのは人びとの意向を 取り入れ参照したかのような「民主的な装い」を まとったコミュニケーションの成立である。はた して、この類のコミュニケーションに対し、国民 は信頼を寄せることができるのだろうか。

2. 先行研究/理論的前提

食品のリスクに関してとくに、リスクコミュニ ケーションという名において展開されるある種の コミュニケーションがなぜ必要であるか、という ことについてはすでに多く指摘されている (Cope et al. 2010 など)。それはたとえば「安全 であるにもかかわらず不安視する」「安全である にもかかわらず食べない」人びとに、リスク評価 が正しく周知されていない、という認識に由来し ている。したがってリスクコミュニケーションの 具体的実践は、きわめて特殊なコミュニケーショ ン形態をとることになる。そこに登場するのは、 関心をもち正しく理解するリテラシーを備えた 「市民」であり (大坪・山田 2009)、コミュニ ケーションとはたとえば「討議」のことであった りする (渋谷 2013)。 さて私たちは日々の暮らし の中で、いったいいつ何をテーマにして誰と市民 として討議を行っているだろうか。コミュニケー ションの社会学的理解からしても、きわめて特殊 と言わざるをえないコミュニケーションの理解と

様式は、政策・技術的な関心にもとづく特殊なコ ミュニケーションとして指摘可能であり、それを 行う人びと、あるいはそれが行える人びと、それ を行える環境にある人、それを行なう条件が備 わっている人は、きわめて限られた人物であり、 あるいは暗黙のうちに選別された人たちである可 能性は高い(柄本 2016)。しかし食の安全とは、 関心の高低やリテラシーの有無、機会の不均等に かかわらず、万人にかかわることであるはずで、 ある種のリテラシーや階層を暗黙の前提とした、 すくなくとも「市民」だけが想定されたコミュニ ケーションから排除された人がいる可能性につい て考察することは重要である。さもすべての国民 が対象とされているかのような「民主的な装い」 をまといつつ、ある種の人びとのみを「優良な市 民 と想定している可能性はないだろうか。

以上の議論に関連して、リスクコミュニケーションの文脈において「市民」という語が使用される際発動する規範性についてはすでに論じた(柄本 2016: 86)。後述するリスクコミュニケーション内部において期待されている国民(像)を「想定内市民」とするなら、政府の判断に疑義を示すなどして「市民として国家や市場に対し自発的に行使する規制的力」を発揮する国民は想定外として区別されるだろう。つまり、リスクコミュニケーションにおいて要請され養成される「市民」とは異なる。これを「想定外市民」としておく。

以上に関連して、リスクそのものだけでなく、「リスクをいかに管理するか」「リスクをめぐって人びとをいかに管理するか」という関心が、社会を統治する装置となっているという議論は社会学において蓄積されている(Zinn 2008)。この意味においてもまた、リスクコミュニケーションなる政策技術が、リスク社会において新しくバージョンアップした今日的ガバナンスの一種であると考えてみる必要はある。また政治哲学者であるブラウンによる以下の指摘から本論は示唆をうけている。すなわち「分析用語として『ガバナンス』は、

国家やその他の統治の中心の脱中心化を意味し、 そうした中心のかわりに、体制全体にわたって社 会的に組織化する権力、主体を『指導する』が、 たんに抑制したりあからさまに規制したりするだ けではない権力が、近代に特有のかたちで分散す るさまを辿るのである | (Brown 2015 = 2017: 140)。そこで「参加、合意、説明責任、有効性、 効率、公平性、包摂性、そして法の支配に従うこ と」という要素が含まれるとともに、「ガバナン スは合意を志向する政策の形成と実施によって、 法と警察をつうじた権威と権力のあからさまな行 使の代用とする」とも述べている (Brown 2015 = 2017: 144)。まさに、本論において検討するリ スクコミュニケーションは、理念的なものも含む 「合意を志向する政策の形成」であり、たとえば リスク評価(食品安全委員会)とリスク管理(厚 生労働省)を分けることで、統治の脱中心化をは たしているといえよう。

さて、リスクコミュニケーションにおいて重要 な役割を果たすのがメディアである。たとえば何 らかのリスクを国民に伝える際、その情報をどの ように流し、それがどのように報道されるのか、 ということは、リスクコミュニケーションの成否 を決定する。したがって、「組織体とその存続を 左右するパブリックとの間に、相互に利益をもた らす関係性を構築し、維持をするマネジメント機 能」(Cutlip ほか 2008: 8) とも定義されるパブ リック・リレーションズ、すなわち広報活動がい かに重要なものととらえられているかという議論 は、今日的ガバナンスとしてのリスクコミュニ ケーションを考えるうえで避けられない。もっと も広義には「組織体が社会とのよりよい関係性を 構築し維持すること」とも定義されるパブリッ ク・リレーションズであるが、さまざまな定義に 共通する点として「相互理解」「相互利益」を前 提としていたり、組織とステークホルダーとの良 好な関係を構築する、維持するという視座が含ま れている (関谷 2014: 5-6)。 それと同時に本論に とって興味深いのは、パブリック・リレーション

ズなるものは、プロパガンダとは明確に異なるも のとしてしばしば規定される点にある(関谷 2014: 13-4)。実際のところ、パブリック・リ レーションズを肯定し自明視し推進するならそれ をプロパガンダとみなされることは、当然のこと ながら避けたいであろう。プロパガンダとは異な るものであり、パブリックあるいはステークホル ダーとの相互理解をめざすというのは、「民主的 な装い」という意味でまさにリスクコミュニケー ションと相似をなす。さていっぽうで、近年のパ ブリック・リレーションズをして「弱いプロパガ ンダ」であるという指摘もある (Moloney & McGrath 2020)。そもそも、パブリック・リレー ションズの成り立ちは、プロパガンダと軌を一に していた。パブリック・リレーションズの父と言 われるバーネイズは、『プロパガンダ』という書 もものしている。その翻訳者である中田は次のよ うに述べている。

現代において、プロパガンダとPR4)の境 界線は見えにくくなっている。その背景には、 プロパガンダなりPRなりを駆使したり、PR 専門家を雇うのが主に政治家、官僚などの権 力者、あるいは、商品やサービスを売り込み たいビッグ・ビジネスであるからだ。(中略) 彼らの利害関係が常に大衆と合致するとは限 らない。プロパガンダやPRの技法はどのよ うな目的にも利用することができる。(中田 2010: 21)

プロパガンダという言葉は(中略) 現在は パブリック・リレーションズと名前を変えて ビジネスの場面で使われている。どの場合に も「何かを大衆に信じさせる」という説得の 技術であるという「本質」はまったく変化し ていない。(中田 2010: 27)

以上はすなわち、パブリック・リレーションズ とプロパガンダに境界はないという見解であり、

いずれにしても大衆に何かを信じさせる説得の技 術であるという指摘は、リスクコミュニケーショ ンという政策・技術について考察する本論におい て重要な指摘である。

プロパガンダとは異なるものとしてパブリッ ク・リレーションズが「民主的な装い」をもって して規定される場合、その特徴にしばしば「相互 理解 | や「良好な関係の構築 | の重要視が挙げら れるのなら、先述したブラウンの言う「たんに抑 制したりあからさまに規制したりするだけではな い権力しの作動ととらえることも可能だろう。リ スクコミュニケーションの過程において、パブ リック・リレーションズは重要な柱となっている のが現状である。母屋とそれを支える柱の両方に おいて、権力の作動あるいは合意への志向という 意味で共通の特徴が見いだされるのは、偶然だろ うか。

3. 分析対象

本論において分析の対象とする政策・技術とし てのリスクコミュニケーションとは、厚生労働省、 文部科学省、内閣府食品安全委員会、消費者庁に よるものである(表1.2参照)。たとえば厚生労 働省では、2008年に第一回「食品の安全性に関 する情報提供のあり方懇談会」が開催され、2009 年7月に「『食品の安全性に関する情報提供のあ り方懇談会』における意見のまとめ | (以下〈厚 労省「意見のまとめ」〉)が出ている。文部科学省 におけるリスクコミュニケーションに関する動き は、必ずしも食品安全に限定されるものではない が、当然のことながら射程には入っているので、 これも考察の対象としている。文部科学省におい ては2013年に「リスクコミュニケーションの推 進方策に関する検討作業部会」が設置された。そ の一月後に「リスクコミュニケーションの推進方 策に関する検討作業部会 | がスタートし、最終的 に2014年3月に「リスクコミュニケーションの 推進方策」(以下〈文科省「推進方策」〉)がまと

表 1 食のリスクコミュニケーション関連年表

年	月/日	厚生労働省	文部科学省	内閣府食品安全委員会	消費者庁
2003	7/1			食品安全委員会設置	
2004	7/1			食品の安全に関するリスクコ ミュニケーションの現状と課題	
2005	3/30	食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会報告書「食の安全に関するリスクコミュニケーションの今後の進め方について(主な意見の整理)」			
2006	11/16			食品の安全に関するリスクコ ミュニケーションの改善に向け て	
2008	7/11	第1回食品の安全性に関する情 報提供のあり方懇談会/食品の 安全性に関する情報提供のあり 方懇談会の開催について			
	9/3	第2回食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会/行政からの情報とメディアとの関係について			
2009	2/12	第3回食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会/リスク認知について			
	3/16	第4回食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会/メディアカバー調査の結果について			
	7/1	「食品の安全に関する情報提供 のあり方懇談会」における意見 のまとめ			
	9/1				消費者庁発足
2013	3/25		リスクコミュニケーションの推 進方策に関する検討作業部会設 置/第1回安全・安心科学技術 及び社会連携委員会		
	4/26		第1回リスクコミュニケーションの推進方策に関する検討作業 部会		
	5/21		第2回リスクコミュニケーションの推進方策に関する検討作業 部会		
	6/4		第3回リスクコミュニケーションの推進方策に関する検討作業 部会		
	6/14		第2回安心・安全科学技術及び 社会連携委員会		
	7/5		第4回リスクコミュニケーションの推進方策に関する検討作業 部会		
	7/19		第3回安全・安心科学技術及び 社会連携委員会		

92 リスクコミュニケーションという「民主的な装い」

第4回安全・安心科学技術及び 社会連携委員会/第5回リスク コミュニケーションの推進方策 に関する検討作業部会	
安全・安心科学技術及び社会連 携委員会(懇談会)/第6回リ スクコミュニケーションの推進 方策に関する検討作業部会合同 委員会	
第5回安全・安心科学技術及び 社会連携委員会/第7回リスク コミュニケーションの推進方策 に関する検討作業部会合同委員 会	
第 6 回安全・安心科学技術及び 社会連携委員会/第 8 回りスク コミュニケーションの推進方策 に関する検討作業部会合同委員 会/リスクコミュニケーション の推進方策	
第1回リスクコミュニケーショ ンのあり方に関する勉強会	
第2回リスクコミュニケーショ ンのあり方に関する勉強会	
第 11 回企画等専門調査会「リスクコミュニケーションのあり スクコミュニケーションのあり 方に関する砂強会の状況報告に ついて」「食品安全委員会にお けるリスクコミュニケーション 等の取組について」「その他」	
第3回リスクコミュニケーショ ンのあり方に関する勉強会	
第1回リスクコミュニケーショ ンのあり方に関するワーキング グループ [議事録]	
食品の安全に関するリスクコ 5/28	
2016 年度科学技術人材育成補 助事業「リスクコミュニケー ションのモデル形成事業 (学協 会型、機関型)」公募開始	
8/30 第1回食品に関す ミュニケーション(
2016 第 2 回食品に関す ミュニケーション(
第 3 回食品に関す ミュニケーション	
第 4 回食品に関す ミュニケーション(
1/30 第5回食品に関す ミュニケーションと	
2/21 食品に関するリス ケーション研究会	

表2 食のリスクをめぐるガバナンス

	厚生労働省	文部科学省	内閣府食品安全員会	消費者庁
	【「食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会」における意見のまとめ】 2009 年	【リスクコミュニケーションの 推進方策】2014 年	【食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について】2015年	【食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書】2017年
リスクコミュニケー ションの定義		リスクのより適切なマネジメントのために、社会の各層が対話・共考・協働を通じて、多様な情報及び見方の共有を図る活動 (p.2)	リスク対象及びそれへの対応に ついて、関係者間が情報・意見 を交換し、その過程で関係者間 の相互理解を深め、信頼を構築 する活動 (p.2)	
「リスクコミュニ ケーションは~では ない」/やってはだ めなこと		ステークホルダー間の異なる意意見や価値観の画一化を図り、可能を図り、可能は多さとは適当の結論を導き考えることは適り、ではない。(p.3) / リスクを伴う事象に対する向きあいかできなった。一方向にあるない。一方向にない。でもなく、一方向にない。「中ではない。ケークが高りでもない。「中ではない。「中ではない。「中ではない。「中ではない。」がは、「中ではない。「中ではない。」が広く互いの立場、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では	説得ではない (p.2)	
コミュニケーション をどのようなものと して理解しているか	信頼と共通認識の形成/信頼の 醸成には、価値観の共有が重要 であり、関係者が立場を超えて 議論し、理解し合い、共通認識 が形成されることが必要	ステークホルダーが広く互いの 立場や見解を理解し合った上で、 それぞれの行動変容に結びつけ ることのできる「共感を生むコ ミュニケーション」の場(p.3)		
リスクコミュニケー ションが必要とされ る背景		社会から高い注目/リスクに関する社会との対話を進めてこなかったことなどの課題/行政や専門家に対する不信 (p.1)	消費者が科学的に根拠のない情報に振り回されるという状況/ 双方向の情報・意見交換を意図 して開催した意見交換会が、一 方向的な説明や一部の者の主張 の喧伝の場となっていた (p.1)	
リスクコミュニケー ションの目的	科学的な知識の普及や基礎的な知識を身に付けることができるような情報提供と継続的なリスクコミュニケーションの実施が大切/学校教育の現場への正しい情報提供も必要	①個人のリスク認知を変えりスカ対処のために適切な行動にホルケーのようと(ステークは域ととしてリスにおいて一般市民とともに潜スのよけにおいて一般市民ととしてリスにのよびにいく)③ステルのよど、10回りのよりでは化)/③ステルのよびでいくがでは、10回りで多様のは一個で多様のは一個で多様のは一個で多様のは一個で多行数の意思決社について意の文を形成すると(リカスの成本を形成すると(リカスの成本を形成すること(リカスの成本を形成することに、10回りである。10回りである。10回りである。10回りである。10回りでは、10	「対話・共考・協働」(engagement) の活動であり、説得ではない。これは、国民が、ものごとの決定に関係者として関わるという公民権や民主主義の哲学・思想を反映したもの(p.2)	これまで消費者庁が実施したリスクコミュニケーションの取組を検証し、課題を整理した上で、消費者庁が今後行うべき食品に関するリスクコミュニケーションの取組方向を検討した(p.1)

期待される「市民/ 消費者市民/消費 者」像=「想定内市 民」をどのようにふ るまうべきものとし て理解しているか	消費者自らが、行政や事業者、 消費者団体等が発信する情報に ついて、正しいかどうかを判断 し、また的確な情報を把握でき る能力を身につけることが重要	全てのステークホがあるのこと判断を始られる。という発表では、間関するという発勢では、間関するという発勢では、間関サインを変ながあるのであるという発勢では、間関サインを表して、大力を支持した。というでは、大力を支持した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というでは、大力を対した。というないがある。というでは、大力を対した。というないが、大力を対した。というないが、大力を対した。というないが、大力を対した。というないが、大力を対した。というないが、大力を対した。というないがある。というないが、大力を対した。というないが、大力を対した。というないがあるというないがある。というないがある。というないがある。というないがある。というないかないがある。というないからないがある。というないからないからないからないからないがある。というないからないがある。というないからないがあるというないがある。というないからないがある。というないからないからないからないがある。というないからないからないからないからないからないからないからないからないからないから	消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して必要な知識を習得したり、必要な情報を収集したりするなど、自主的かつ合理的に行動するよう努めることが必要(p.1)
その他		発信側は多くの情報を持ち、リスク対処の権限・責任を持つ一方で、リスクを引き受けるのは受け手側ということが多い/これらの特性を踏まえ、いかに非対称性に配慮し、双方向性を担保したコミュニケーションの場に近づけていくのかが需要なポイントとなる。(p.8)	食品には様々なハザード(危害 要因)があり、そのうちの一つ として放射性物質があるという ことも消費者に伝えるよう配慮 する(p.9)

められた。内閣府に 2003 年に設置された食品安全委員会では、2004 年に「食品の安全に関するリスクコミュケーションの現状と課題」、2006 年に「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」、2014 年 5 月に「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」の第一回が開催されている。このような過程を経た2015 年に「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(以下〈食安委「あり方」)がまとめられることとなった。消費者庁では、2016 年 8 月に第一回「リスクコミュニケーション研究会」が開催され、その議論が翌2017 年「食品に関するリスクコミュケーション研究会報告書」にまとめられた(以下〈消費庁「報告書」〉))。

このように、2000 年代に入って以降、各省庁においてリスクコミュニケーションに注目しその重要性を認識しつつ、これをテーマとした方策が数々誕生している。このことはリスクをどのよう

にガバナンスしていくのかということに政府が関心を高めていることだけでなく、リスクコミュニケーションというスキルを着実に高めているということを意味する。

たしかに 2000 年代に入って以降、数々の食品 禍、すなわち食の安全が脅かされる事態に私たち は巻き込まれてきた。とくに 2011 年の東日本大 震災に端を発する原子力発電所事故後の放射能汚 染は、リスクコミュニケーションの必要性を再確 認するに十分すぎる出来事であった。情報源や専門家や政府の、リスクをどのように伝えるのか、消費者である国民にどう理解させるのか、どう伝えたらどう反応するのか、メディアへはどのように情報を流せばよいか、メディアはどのように情報を流せばよいか、メディアはどのように報じるべきか、という案件に対する関心は高まる一方だ。このことが、各省庁のリスク政策の主柱を なすリスクコミュニケーションに関する議論に顕著にあらわれているのだ。

4. リスクコミュニケーションの内実

4.1 リスクコミュニケーションとは何か

まず最初に、リスクコミュニケーションなるものがどのように定義されているか、またそもそものコミュニケーションがどのようなものとして提示されているかについて検討する。

〈文科省「推進方策」〉では、「リスクのより適切なマネジメントのために、社会の各層が対話・共考・協働を通じて、多様な情報及び見方の共有を図る活動」と定義されている(文部科学省2014: 2)。いっぽうでコミュニケーョンについては「ステークホルダーが広く互いの立場や見解を理解し合った上で、それぞれの行動変容に結びつけることのできる『共感を生むコミュニケーション』の場」と述べている(文部科学省2014: 3)。また〈食安委「あり方」〉では、「リスク対象及びそれへの対応について、関係者間が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動」となっている(食品安全委員会2015: 2)。

〈厚労省「まとめ」〉においてリスクコミュニケーションの定義は見当たらないが、「信頼と共通認識の形成/信頼の醸成には、価値観の共有が重要であり、関係者が立場を超えて議論し、理解し合い、共通認識が形成されることが必要」という、理想的コミュニケーション観が示されている(厚生労働省 2009)。

以上において共通しているポイントは、①一方 向的ではないことの強調、②相互理解や共有とい う理想的コミュニケーションの達成がゴール、③ 複数のステークホルダーの関与が前提、以上の三 点である。

とくに注目したいのは、後述するところでもあるが、今日的ガバナンスの一端を担うコミュニケーションにおいては、「対話」「共考」「協働」「共有」「理解」「共感」「相互理解」「信頼」「共通認識」といったことが自明視されている点にある50。実際に私たちが日常おこなっている自然発

生的なコミュニケーションをかんがみれば明らかであるが、そんなことを現実に可能とするためには、多大な労力と時間が必要であろう。すなわち、リスクコミュニケーションの名の下できわめて非現実的なコミュニケーションを実践しようとしていることは否めない。

4.2 「リスクコミュニケーションが必要とされる背景」と「目的」はどのように説明されるか

先述したような理想的コミュニケーションがな ぜ今必要とされるのかということについては、ど のように説明されているか次にみてみよう。

《厚労省「まとめ」》には、「様ざまな情報が氾濫」しているがゆえ、「国民が食品にリスクを正確に認知し、自らが情報を選別」「適切に判断」することが必要とある(厚生労働省 2009)。また〈文科省「推進方策」》には、「社会から高い注目」「リスクに関する社会との対話を進めてこなかったことなどの課題」「行政や専門家に対する不信」が挙げられている(文部科学省 2014: 1)。〈食安委「あり方」〉では「消費者が科学的に根拠のない情報に振り回されるという状況」「双方向の情報・意見交換を意図して開催した意見交換会が、一方向的な説明や一部の者の主張の喧伝の場となっていた」とある(食品安全委員会 2015: 1)。

すなわち、①正確に認知し適切に判断する必要があるのだが、②情報が氾濫しているうえに、これまでは一方向的な情報伝達であり対話がなされていなかった、②したがって不信がある、ということになる。つまり、リスクコミュニケーションの目的は、「『対話・共考・協働』(engagement)の活動であり、説得ではない。これは、国民が、ものごとの決定に関係者として関わるという公民権や民主主義の哲学・思想を反映したもの」ということになる(食品安全委員会 2015: 2)。

目的に関しては、次のようにも詳しく言及されている。

①個人のリスク認知を変えリスク対処のた めに適切な行動に結びつけること(ステーク ホルダーの行動変容) | 「②地域社会において 一般市民とともに潜在的な問題を掘り起こし てリスクのより適切なマネジメントにつなげ ていくこと (問題の発見と可視化) | 「③ス テークホルダー間で多様な価値観を調整しな がら具体的な問題解決に寄与すること(異な る価値観の調整)」「④リスクを伴う不確定な 事象に係る行政の意思決定について適切な手 続を踏んで社会的合意の基盤を形成すること (リスクマネジメントに関する合意形成への 参加) | 「⑤非常時の後に被害者や被災者の回 復に寄り添うこと(被害の回復と未来に向け た一歩の支援) | (文部科学省 2014: 3)

ここで「適切な行動に結びつけること」(ス テークホルダーの行動変容)」および「社会的合 意の基盤形成しという点に注目したい。以上に深 く関連するのであるが、リスクコミュニケーショ ンにおける「民主主義の哲学・思想」とは、双方 向性、合意を意味する。「説明する、話を聞く、 質問を受ける、対話する、応える、行動変容」と いう過程が「民主的なもの」として重要視される。 そこでは何に対峙するのかではなく、プロセスと 手段における「民主的なもの」が志向されている。 可能性としてありえる民主的闘争はあらかじめ封 印されている可能性がある。このこと自体がリス クコミュニケーションに特有のポリティクスをも たらしている可能性について後述する。

4.3 「期待される消費者」という国民像、ある いは市民像

先行研究として紹介したように、「市民」とい う語の使用にもっとも象徴されているのだが、特 殊な国民像が採用されている点に注目したい。リ スクコミュニケーションにおいては、ステークホ ルダーあるいは消費者と称しながら、ある一定の 理想的国民のあり方が求められている。具体的に

は「消費者自らが、行政や事業者、消費者団体等 が発信する情報について、正しいかどうかを判断 し、また的確な情報を把握できる能力を身につけ ることが重要 | であったり (厚生労働省 2009)、 「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して 必要な知識を習得したり、必要な情報を収集した りするなど、自主的かつ合理的に行動するよう努 めることが必要しと明記されている(消費者庁 2017: 1)。きわめて高いといってよいだろう意欲 と能力が国民に対して求められている。「真実を 知らなくても生きていける」(柄本 2016: 239-43) といったような態度はここで一見度外視されてい るかのようである。しかし、このようにすべてを 白紙委任する態度は、結果としてやすやすと「合 意」に達する態度ともいえよう。この意味におい て、ステークホルダーとしては「結果として優 秀」であり、「想定内市民」である。いずれにし ても、「期待される消費者」像はあくまで理念的 な消費者像ではある。しかし、奨励される消費者 像は少なくとも示されているわけで、この域外に 出たならば、それは何らかの修正が迫られること にもなりかねない。つまりここで考察せねばなら ないのは、無自覚無関心なまま「結果として優 秀|な消費者の存在と、「買わない|「食べない| といったような求められていない「的確さ」や 「合理性 | を選択してしまう「期待にそえない消 費者」(想定外市民)の存在である。

以上のようにリスクコミュニケーションにおい ては、「期待される消費者 | (想定内市民) と「期 待にそえない消費者」(想定外市民)を生み出す。 しかしいっぽうで「全てのステークホルダー」と いう水平的な理解を含んでいる点について、次章 でさらに検討しよう。

5. 「すべてのステークホルダー」というポ リティクス

「対話」「合意」といった、「民主的な装い」を まとうリスクコミュニケーション政策において、

消費者としての国民、あるいはすべてのステーク ホルダーに対して、以下のように何らかの行動変 容が求められる。

「全てのステークホルダーに行動変容を起こす用意があることが求められる。行政に全ての判断をゆだねるという発想やゼロリスクを追求する姿勢では、問題解決に莫大なコスト(時間、費用、労力等)がかかってしまうことから、自らに何ができるか考える姿勢が求められる。」「発信側は、偏りのない適切な問題設定を行なうため、受け手側の関心に十分配慮することが求められる。」(文部科学省2014:5-6)

全てのステークホルダーに、方針転換や行動変容を起こす用意があることが求められ、場の参加者がその前提を事前に知っていることが重要である。一方が行動変容を起こす準備のないリスクコミュニケーションは有効に機能しない場合が多い。(文部科学省 2014: 11)

もし仮に水平的に記述される「全てのステーク ホルダー|という言明こそが「民主的なもの」を 象徴すると考えられているとするなら、ブラウン による以下の指摘についてここで参照することは 重要だ。「ガバナンスは、階層的かつトップダウ ンの指令と強制を、共通の目的を追求する投資さ れたステークホルダーの水平的なネットワークに 置換する。そしてガバナンスは、『命令と管理』 を交渉と説得に置換する。| (Brown 2015 = 2017:142)。つまり、「全てのステークホルダー」 に対してたしかに一見等しく行動変容が求められ てはいるが、たとえば「ゼロリスクを追及する姿 勢」(文部科学省 2014: 5-6) を糾弾されるのは、 けっして「行政|「専門家|「事業者|サイドでは ない。これを統治者の側からながめるならば、 「民主的なもの」を技術的に操作可能にする「行 動変容」ということになるだろう。すなわちガバナンスそのものの変容は前提としないままの「では、わかりやすくする」「では、関心に十分に配慮する」「では、どのように理解してもらうか」ということである。つまり、「全てのステークホルダー」という「民主的な装い」が使用される際、見えにくくなる権力、脱中心化される権力が作動している可能性について考える必要があるのだ。また前章で検討した、暗黙の裡に除外されている、あるいは想定されていない人びとの存在もあわせて考えるなら、「全ての」という文言を使用しつつも、実はある種の国民を除外する可能性を含むことがわかる。

また、「統治者視点(行政や専門家)―当事者 視点(リスクに直面する―人―人)」、「発信側 (専門家や行政等)―受け手側(一般市民等)」と いう「非対称性」も自明視される。先述した「想 定外市民」にとってはこの「非対称性」こそ批判 的まなざしを注ぐべき対象ということになるだろ う。

6. むすび

理想的な消費者としての国民が、「民主的な装 い」をまとう一定のベクトルと幅に限定されなが ら、リスクコミュニケーションにおいて要請され 養成される点について以上で見てきた。また、 (A) 権力/権限の圧倒的非対称性は自明視され たままで、(B) 行動変容が真に求められている のはあくまで「統治者側」ではない。すなわちこ こで目ざされている自発性とは、非対称性に含ま れる問題は等閑視したままで、コストと技術を駆 使して行動変容を求め、「統治者側」を信頼する ことを目標とするもの、ということになる。先述 した(A)と(B)の二点が貫徹するリスクコ ミュニケーションにおいて要請され養成される 「想定内市民」に対し、非対称性に内在する根本 問題やガバナンスそのものを批判的に思考する 「想定外市民」は、その存在を意識されつつも、

リスクコミュニケーションからは排除され続ける ことになる。これに関して以下の指摘は重要だ。 「異なる政治的利害とポジション、善をめぐる規 範的闘争を生み出しうる経済と社会における構造 的層化は重要視されず、否認されかねない」 $(Brown\ 2015 = 2017:145)$ 。 tr(f)技術の内部 (中略) には、デモスやデモスの政治 活動(とくに政治体を組織し監督する主要な原理 にかんする政治的論争)のための場所は、単純に 存在しないのである | (Brown 2015 = 2017:239)。 すなわち、「すべてのステークホルダー」といっ たように、すべての国民が民主的な場で「協働」 可能であることを素朴に前提とするリスクコミュ ニケーションの場において、「想定外市民」ある いは「その他の合理性」を選択する者たちは、逸 脱者とならざるを得ない。

リスクコミュニケーションは、「安全や科学、 専門知に対する不信」だけでなく、「(食の)リス クをめぐるガバナンス | そのものに対する批判に は対応できない。もちろん、そのような批判を想 定していないし、対応するつもりもないだろう。 リスクコミュニケーションという政策・技術は、 そのようなコミュニケーション過程においてのみ 実践可能である。ガバナンスそのものに対する批 判を含む外在的視点による本来の意味での「全て のステークホルダー」の「行動変容」は不可能で、 システム内的調整で「民主的な装い」をまとうし かない。そうであるとするならば、リスクコミュ ニケーションの文脈ですすめられている「自発的 市民」を生み出さんとする教育とコミュニケー ション、コミュニケーターの養成について今後さ らに注視と批判的考察が必要となってくるだろう。

リスクコミュニケーションという特殊かつ固有 の合理性を有する政策・技術においては、「いか にして信頼を構築できるか」ということが要点と なっている。そこでの「終着点」あるいは「目 標 | は、「自明的態度 | 「反省の停止 | を意味する。 「結果として優秀」な国民が大量にここへたどり 着くことは、リスクコミュニケーションの成功を

意味するのだろう。しかしこのことは、外在的批 判をさらに脆弱なものとすることになり、装いで ない民主主義の実現可能性を阻むことになる。日 常のリスクにどう対応するか、ということにおい て「民主的なもの」が以上のように関連し、結果 として失われていっていることについて論じた。

リスクコミュニケーションの「その成否が事業 の命運を分ける | (倉成 2016:162) という関心か らでなく、そのガバナンス自体が「想定内市民」 と「想定外市民」とを分けることの方が「リスク に直面する一人一人」にとっては重要であり、今 後さらに考察をすすめる必要がある。

注

- 1) 本論は、第16回科学技術社会論学会年次研究大会 (2017年11月25日) での報告「食の安全をめぐる 『コミュニケーション』の批判的検討 |をもとに、 大幅に加筆改稿している。
- 2) 「ゼロリスクはない」という「科学的」指摘が、 「現実にはありえないことを求めてはならない」と いう政治的判断に直結している実践について、「科 学の作用領域での政治的実践 | であるとしてすで に議論した (柄本 2016: 216-20)。
- 3) 「理念としてのリスクコミュニケーション」「政 策・技術としてのリスクコミュニケーション | 「実 際のリスクコミュニケーション | については柄本 (2016: 186-93) でも検討している。また、リスク コミュケーションと称した実践のレベルで、はた してどのようなコミュニケーションが生じている か、という点については、第90回日本社会学会 (2017年11月5日)で報告した。
- 4) 「パブリック・リレーションズ」の略
- 5) 政策・技術としてであれその実践であれ、リスク コミュニケーションにおけるディスコミュニケー ション、あるいは合意不可能性については柄本 (2016: 230-3) でも述べている。

[文献]

Bernays, Edward, 1928, Propaganda, New York: H. Liveright. (= 2010, 中田安彦訳 『プロパガンダ [新版]』成甲書房.)

- Brown, Wendy, 2015, Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution, New York: Zone Books. (= 2017, 中井亜佐子訳『いかにして民主主義は失われていくのか――新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房.)
- Cutlip, Scott M., Center, Allen H. & Broom, Glen M., *Effective Public Relations 9th edition*, Pearson Education. (= 2008, 井上邦夫ほか訳『体系パブリック・リレーションズ 第 9 版』ピアソン・エデュケーション.)
- Cope, S., L.J. Frewer, J. Houghton, G. Rowe, A.R.H. Fischer and J. de Jonge, 2010, "Consumer perceptions of best practice in food risk communication and management: Implications for risk analysis policy," *Food Policy*, 35: 349–357.
- 柄本三代子, 2016, 『リスクを食べる――食と科学の社 会学』青弓社.
- 石井克枝, 2015,「食品の安全とリスクコミュニケーション」『日本調理科学会誌』48(2):173-4.
- 厚生労働省、2009、「『食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会』における意見のまとめ」、厚生労働省ホームページ、(2019年12月20日取得、https://www.mhlw.go.jp/content/syoku-anzen_riskcom_dl_iken.pdf).
- 倉成祐幸,2016,「リスクコミュニケーション最適設計 法に関する養成プログラムの必要性」『日本リスク 研究学会誌』26(3):157-163.
- 松尾真紀子, 2013, 「日本の食品安全ガバナンスのこれ までとこれから――制度設計からの考察」『日本9 リスク研究学会誌』23(3):127-135.
- Moloney, Kevin & McGrath, Conor, 2020, Rethinking Public Relations, Third edition: Persuasion, Democracy and Society, Oxon: Routledge.
- 文部科学省、2014、「リスクコミュニケーションの推進 方策」、文部科学省ホームページ、(2019年12月 20日取得、https://www.mext.go.jp/b_menu/ shingi/gijyutu/gijyutu2/064/houkoku/_icsFiles/ afieldfile/2014/04/25/1347292_1.pdf).

- 中田安彦, 2010, 「訳者まえがき」Bernays 『プロバガンダ「新版]』成甲書房. 11-27.
- 大坪寛子・山田友紀子, 2009,「食品領域における市民 のリスク認知構造——サイコメトリック・パラダ イムの応用による検討」『日本リスク研究学会誌』 19(1):55-62.
- 関谷直也,2014,「第1章 広報・PRとは」伊吹勇 売・川北眞紀子・北見幸一・関谷直也・薗部靖史 著『広報・PR論――パブリック・リレーションズ の理論と実際』有斐閣.
- 渋谷和彦, 2013, 「遺伝子組み換え食品のリスク・コ ミュニケーション | 『横幹』 7(2): 125-128.
- 食品安全委員会、2015、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」、食品安全委員会ホームページ、(2019年12月20日取得、htt ps://www.fsc.go.jp/osirase/pc2_ri_arikata_270527.data/riskomiarikata.pdf).
- 消費者庁、2017、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」、消費者庁ホームページ、(2019年12月20日取得、https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/risk_commu_workshop/pdf/risk_commu_workshop_170221_0003.pdf).
- 竹田宣人、2013、「社会はリスクコミュニケーションを 求めているか?」『日本リスク研究学会誌』23 (1):17-20.
- 田中幹人,2013,「科学技術をめぐるコミュニケーションの位相と議論」中村征樹編『ポスト3・11の科学と政治』ナカニシヤ出版.
- Zinn, Jens O., 2008, "A Comparison of Sociological Theorizing on Risk and Uncertainty," Jens O. Zinn ed., Social Theories of Risk and Uncertainty: An Introduction, Oxford: Blackwell Publishing.

謝辞

この研究はJSPS科学研究費基盤研究(C)【課題番号16K04038】の助成を受けたものである。